

中国における商標法改正

北京銀龍知識産権代理有限公司

張 瑜
法律部 弁護士



2007年に上海外国語大学を卒業し、2010年に中国科学院大学から知識産権専門の法学学位を取得。2010年から現在まで、知識産権分野の法律業務に従事し、商標、著作権、ドメイン、特許、および反不正競争などに関する知識産権の行政・民事の訴訟案件を約200件担当している。また、行政ルートでの取り締まりにおいても経験を積んでいる。代理した個別の訴訟案件の中には、2015年の中国法院50件の典型的な知識産権案例および2016年の北京知識産権法院成立2周年の典型的な案例に選定された案件もある。2017年北京銀龍に入社し、現在北京銀龍法律部門（慧龍弁護士事務所を含む）のシニア弁護士として業務に従事している。

【概要】

2019年4月23日に、第13回全国代表大会常務委員会第10回会議において商標法の改正が承認された。本稿では、商標法の改正の経緯、および改正のポイントについて紹介する。

【詳細及び留意点】

1. 改正の経緯

2019年4月23日に、第13回全国代表大会常務委員会第10回会議において商標法の改正が承認された。この改正は、1993年、2001年、2013年の3回の改正の後の第4次改正にあたり、2019年11月1日に施行される。

中国の開放レベルをより高い水準にして高品質の発展を促すために、中国では、一連の改革や制度の制定が行われてきた。その中で、知的財産権の保護が重要な課題の一つであった。今回の商標法改正は、知財保護強化の流れの中で、商標分野における商標の冒認出願、商標のストック行為のような使用を目的としない悪意による商標登録出願の顕在化、また、商標権侵害行為の多発、対処困難な問題に対する対処制度の構築、強化を行うことによって、不法行為の抑止力を高めて、商取引におけるよりよい環境を整えることを目的としている。

今回の改正は、近年特に顕在化した上述の問題の対処および社会的な要請への対応を迅速に実現するため、前回の改正から間もない時期に、全国代表大会の開催を

待たずにその常務委員会により承認されたものであり、悪意による商標登録出願行為をより効果的に押さえ込み、商標専用権の保護を強化するという強い意思の表れであると言える。

また、今回の商標法第4次改正に関連して、2019年10月22日に「営商環境最適化条例」が国務院により公布された。この条例では、高品質の経済発展という目的が第1条において掲げられており、その第15条では、知的財産権の懲罰的損害賠償制度、知的財産権紛争に関する迅速な保護体制、知的財産権者への支援体制を構築することによって知的財産権への保護を強化し、商標や、特許などの審査の効率化を図ることが明記されている。

さらに、今回の商標法第4次改正に伴って、より明確な判断基準となる《商標登録出願行為の規範に関する若干の規定》が2019年10月11日に国家市場監督管理総局により公布され、この規定が2019年12月1日に施行される。この規定では、商標登録出願を規範化し、悪意の商標出願を規制し、商標登録管理の秩序を維持し、社会公共の利益を保護するという目的が第1条において掲げられており、その第8条では、使用を目的としない悪意による商標登録出願であるか否かの判断要素が具体的に列記されている。

2. 改正のポイント

商標法第4次改正では6つの条文に対して改正が行われている。以下、そのポイントについて説明する。

①使用を目的としない悪意の商標登録出願の排除

商標法第4条において、「使用を目的としない悪意による商標登録出願は拒絶すべきである。」という文言が追加された。悪意による商標登録を商標局の審査プロセスにおいて排除し、悪意の商標登録を根源から除くものである。

また、この商標法第4条違反を異議申立て理由、無効理由とする改正が行われた（商標法第33条、第44条）。これにより、悪意の商標権者の手中にある商標権を大金を費やして購入せざるを得ないという状況から、無効審判を請求できることになり、悪意の登録商標に対して有力な対抗策が新たに実現された。

さらに、商標法第 19 条第 3 項において、商標代理機構は、委託人の登録出願する商標が、商標法第 4 条に該当することを知りながら、または知りえる場合に委任を受けてはならない旨が追加された。実務上、大部分の商標登録出願が代理機構を通じて行われているが、誠実信頼の原則に反する商標代理機構が存在していると考えられ、この条文の追加を通じて、商標代理機構に対して厳しい義務を課し、悪意の商標登録出願を効果的に取り締まろうとするものである。商標代理機構に対する処罰の根拠も、商標法第 68 条に新たに明記されている。

②商標権侵害に対する処罰の強化

商標法第 63 条第 1 項において懲罰的賠償額が 1 倍以上～3 倍以下から 1 倍以上～5 倍以下に改正されるとともに、同条第 3 項において法定賠償額が 300 万元から 500 万元に引き上げられた。さらに、商標法第 63 条第 4 項および第 5 項が新設され、裁判所による商標紛争事件を審理する際の廃棄処分命令などの処置が明記された。

悪意による商標登録出願の出願人の大部分は金銭を得ることを目的としているが、今回の改正により侵害者の侵害コストを高め、被侵害者に対する補償と侵害者に対する懲罰の双方を実現している。

【ソース】

《中华人民共和国商标法（中国商標法）》

《中华人民共和国商标法实施条例（中国商標法实施条例）》

《商标评审规则（商標評審規則）》

《商标审查及审理标准（商標審査および審理標準）》

《优化营商环境条例（営商環境最適化条例）》

《规范商标申请注册行为若干规定（商標登録出願行為の規範に関する若干の規定）》

国家知識産権局商標局 <http://sbj.cnipa.gov.cn/>

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）